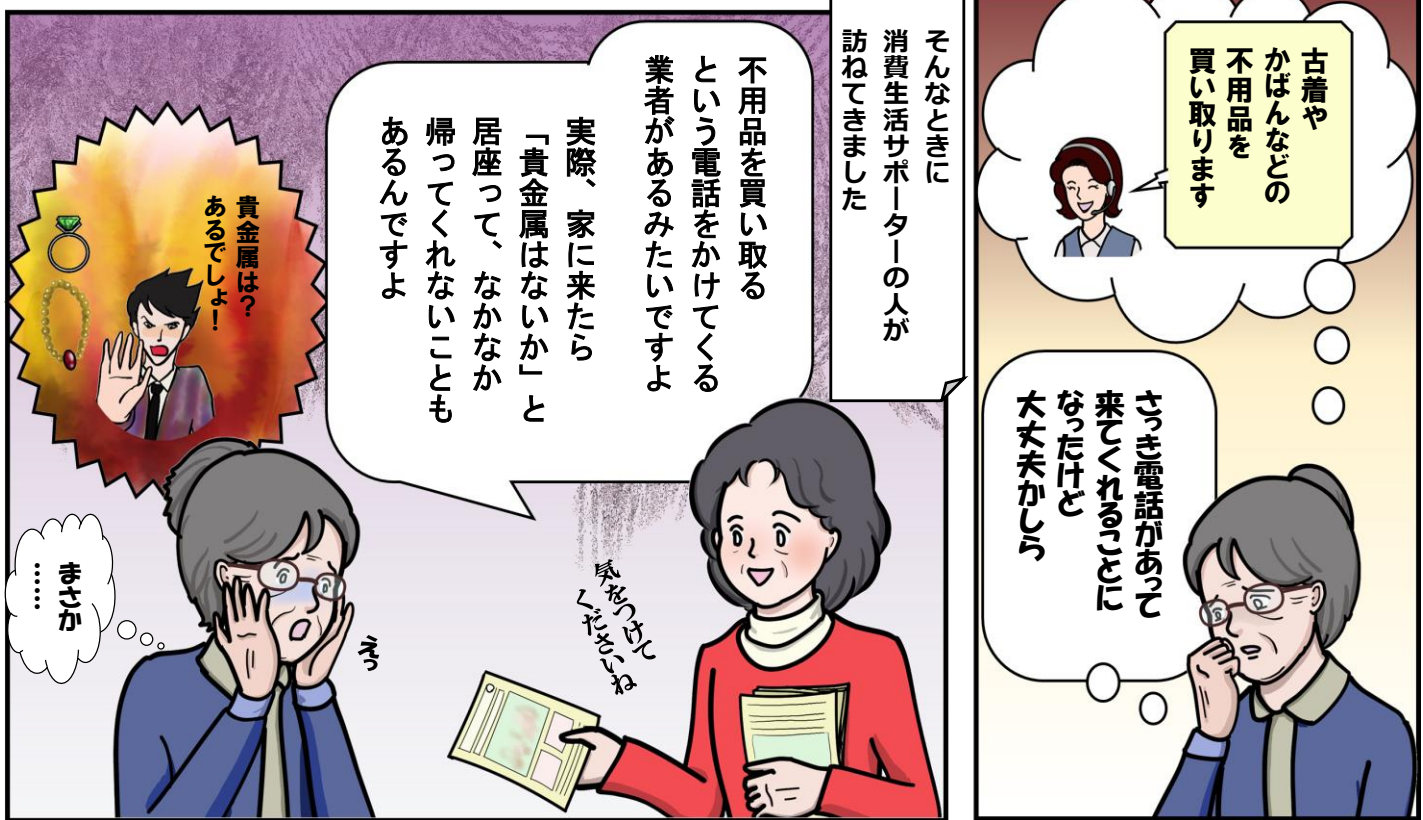




ホットな見守りニュース

「不用品を買取ります」の電話にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎事前の電話では「服などの不用品を買い取る」と言いながら、いざ訪問すると貴金属を出すよう強要され、断りきれずに貴金属を安く買い取られてしまったというトラブルが発生しています。
- ◎電話で「古着を買い取る」と勧誘して、家に来てから、電話の内容と違うものを買取することは法律で禁止されています。

対処方法

- ◆来訪を承諾したあとで断ろうとしても連絡先が分からないという事例もあります。安易に来訪の約束をしないようにしましょう。
- ◆このような訪問購入(訪問買取)は、原則契約してから8日間はクーリング・オフができます。
- ◆クーリング・オフをしても、業者が買い取った物品を「処分した」などと言って、返ってこない場合があります。

岩出市役所(消費生活相談)

〒649-6292
 岩出市西野209番地
TEL:0736-61-6966
 平日8:45~17:30
 毎週木曜日 13:00~16:00(専門相談員)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL:073-433-1551
 平日9:00~17:00
 土・日10:00~16:00(電話相談のみ)